

がん検診精度管理委員会協議結果に基づく指導事項

1 改善に努めていただきたい事項

(1) 全部位に共通する事項

①がん検診の受診勧奨について【事業評価のためのチェックリスト（市区町村用）1（2）】

がんの早期発見、早期治療のため対象者全員*へ個別の受診勧奨を行うこと。広報紙の配布のみでは不適切であり、個人宛に受診勧奨をする必要があるため留意すること。

※ 住民検診の対象は全住民であり、市区町村は職域健診関係者と連携するなどして、国民健康保険被保険者以外の住民に対しても、同様に受診勧奨をすべきである。(引用:「がん検診事業のあり方について」令和6年7月がん検診のあり方に関する検討会)

②受診者への説明について【事業評価のためのチェックリスト（市区町村用）3（1）】

事業評価のためのチェックリストにおいて、「受診者への説明」に関する項目の実施率が低い傾向にある。市町村と検診実施機関が連携し、受診券の郵送時や検診前の説明時等において、「受診者への説明」を全項目満たす資料を受診者全員へ個別に配布すること。また、市町村と検診実施機関で情報共有をし、配布状況の把握に努めること。

【確認していただきたいポイント】

市町村が「受診者への説明」を全項目満たす資料を受診者全員へ個別配布していますか。

↓ はい

市町村が資料を配布していることを、検診実施機関へ情報共有していますか。

↓ はい

今後も現在の実施体制で進めてください。

↓ いいえ

市町村と検診実施機関のチェックリストで齟齬が出ないよう検診実施機関と情報を共有してください。

↓ いいえ

検診実施機関で資料配付されていますか。

↓ はい

検診実施機関が配布している資料が、「受診者への説明」を全項目網羅していることを確認していますか。

↓ いいえ

「受診者への説明」を全項目満たしている資料を作成し、貴市町村または検診実施機関において受診者へ配布してください。

↙ はい

今後も現在の実施体制で進めてください。

↓ いいえ

資料が、「受診者への説明」を全項目網羅できるよう検診実施機関と調整し、修正してください。

市町村または検診実施機関のどちらかで配布できていれば達成できる項目です。集団検診機関に対する調査においては、ほぼすべての機関から「全項目を記載した資料を配布している」と回答いただいています。

個別検診機関については、県で検診機関ごとの実施状況について把握できていないため、市町村が主体となって実施状況の確認及び体制の整備をすること。

③検診実施機関の質の担保について

【事業評価のためのチェックリスト（市区町村用） 9（1-a）】

検診実施機関との契約における仕様書に、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」の一部しか記載していない市町村が多い。全ての項目を仕様書に記載すること。

【確認していただきたいポイント】

- ・ 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の「第3 がん検診 1 総則（6）事業評価」において、『技術・体制的指標』による評価を徹底し、死亡率減少を目指すために、『事業評価のためのチェックリスト』及び『仕様書に明記すべき最低限の精度管理項目』が示されている」と記載されているため、市町村においても事業評価のため、全ての項目を仕様書に記載するように努めること。
- ・ 大腸がん検診の「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」においては、「受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内に行う。」とある点に留意すること。

④精密検査結果の情報提供について【事業評価のためのチェックリスト（市区町村用） 6（3）】

検診実施機関において自施設の要精検判定が妥当であったか検証することが重要である。精密検査機関から検診実施機関に精密検査結果を直接提供する仕組みがない場合は、検診実施機関からの依頼がなくても、市町村が検診実施機関へ精密検査結果を情報提供すること。

【確認していただきたいポイント】

- ・ 個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日）」を根拠とし、受診者の同意がなくても自治体や検診機関に対して精密検査結果を情報提供できるとされている。市町村から一次検診機関へ精密検査結果の情報提供を積極的に行うこと。

（2）胃がん検診に関する事項

胃内視鏡検査の仕様書への明記について

「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」において、「胃内視鏡検診運営委員会（仮称）、もしくはそれに相当する組織が設置する読影委員会により、ダブルチェックを行う」と示されているため、市町村は仕様書に明記するとともに、仕様書の内容に基づいて適切に検診実施機関を選定すること。

【確認していただきたいポイント】

- ・ ダブルチェックを行うことの記入について、管内で機関が少なく仕様書に記載ができない場合には、管外機関などとの広域的な契約についても検討をすること。

(3) 肺がん検診に関する事項

①胸部エックス線検査の読影について

「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」において、「胸部エックス線読影の際は、2名以上の医師によって読影し、うち一人は肺癌診療に携わる医師もしくは放射線科の医師を含めること」と示されているため、市町村は仕様書に明記するとともに、仕様書の内容に基づいて適切に検診実施機関を選定すること。

②胸部エックス線検査の判定について

「肺癌取扱い規約第8版」に示されている「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」に基づき、「肺癌の疑いが少しでもあればE判定」とすることを検診実施機関へ周知徹底すること。

【確認していただきたいポイント】

- ・ 委託先と認識が一致している場合でも、担当者の変更等により認識の差が生じうる場合が考えられるため、契約書等で委託先に明示するなどし、より一層の周知徹底に努めること。

①便潜血検査の使用キットとカットオフ値の明記について

検診実施機関への委託において、便潜血検査の検査キット名、測定方法（用手法もしくは自動分析装置法）、カットオフ値（定性法の場合は検出感度）を仕様書に明記すること。

②便潜血検査の適切な使用キット（試薬）及びカットオフ値の選定について

要精検率が許容値を逸脱している市町村は、適切な使用キット（試薬）及びカットオフ値となっているか検証すること。特に使用キット（試薬）の選定について、定性検査は感度が高く要精検率が高くなりやすい傾向があるため、そうした特徴も踏まえて、使用キット（試薬）及びカットオフ値の選定について検診実施機関と検証すること。

【確認していただきたいポイント】

- ・ ①の事項を達成するためには、まず②の事項に積極的に取り組むことが必要となる。市町村でも検診実施機関の使用しているキット（試薬）及びカットオフ値を把握し、要精検率が高い検診実施機関については今一度使用キット（試薬）及びカットオフ値を見直すように努めること。また、試薬はできれば定量試薬を使用し、カットオフ値はメーカー推奨値よりも下げないようにすること。

③便潜血検査のみの精密検査について

便潜血検査のみによる精密検査は、大腸がんの見落としの増加につながることから、行わないものとする。